

## 重要事項説明書（訪問看護）

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	一般社団法人Az
代表者氏名	代表理事 安齋浩史
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	神奈川県座間市ひばりが丘五丁目 44 番7号 TEL 046-240-7531 FAX 046-240-7532
法人設立年月日	2021年12月24日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	nursing station Az
介護保険指定 事業所番号	1462691038
事業所所在地	神奈川県相模原市南区相模台二丁目1番4号 水上商事ビル2階
連絡先 相談担当者名	TEL 042-705-4017 FAX 042-705-4018 専務理事 鳩貝宗史
事業所の通常の 事業の実施地域	神奈川県相模原市、座間市、大和市、厚木市、東京都町田市

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護の適正かつ円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1)利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。2)利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。3)利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。4)利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。5)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。6)指定訪問看護の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。7)指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

### (3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	日曜日から土曜日 ※祝日及び12月29日から1月3日までを除く
営業時間	午前9時から午後6時

### 3 提供するサービス内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護の提供	具体的な訪問看護の内容 ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状観察) ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事) ③ リハビリテーション ④ 療養生活や介護方法の指導 ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談 ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談 ⑧ 終末期の看護 ⑨ 緊急対応サービス ⑩ 旅行や冠婚葬祭等の外出同行 ⑪ お留守番看護 ⑫ フットケアやマッサージ

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

サービスの利用料、利用者負担額は別添(保険外サービス訪問看護利用料金表)のとおりです。

※ご利用に際し、主治の医師より訪問看護指示書の交付を受ける場合がございますので、予めご了承下さい。

#### (4) 利用料金について

- ① 料金表は“保険外サービス訪問看護利用料金表”(別添)に記載のとおりです。
- ② サービス利用中にかかる必要料金(物品代、交通費、食事代、宿泊費等)は別途、相談の上、請求致します。

※緊急対応サービスは、24 時間対応できる体制を整備し、緊急時における電話相談並びに適宜訪問を行います。なお、実際に訪問した場合は料金表に沿って別途料金が発生します。

#### (5)料金の変更

- ① 事業者は利用者に対して、2ヶ月前までに文書で通知することにより、利用ごとの料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- ② 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく契約書別紙を作成し、相互に取り交わします。
- ③ 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することによりその時点で契約を解約できます。

#### 4 その他の費用について

① 交通費	1km 当たり 10 円として往復分の交通費を請求致します。 高速道路料金や有料駐車場の利用が必要な場合は、相談の上、別途自費を請求致します。
② キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際は、速やかに事業所までご連絡下さい。「当日の訪問予定時間までにご連絡がなかった場合」もしくは、「訪問予定時間にご不在だった場合」には 2000 円のキャンセル料がかかりますのでご注意ください。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	

#### 5 利用料の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料の請求方法	ア 利用料はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月に利用者あてにお届けします。
② 利用料の支払い方法	ア 支払い方法は下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)利用者指定口座からの自動振替 (イ)現金支払い (ウ)事業者指定口座への振り込み イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ① 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
--------------------------	---

	④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

## 7 居宅介護支援事業者等との連携

保険外サービスのご利用に際し、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者が利用状況等の情報を求めてきた場合、利用者の同意を得た上で情報を提供することとします。

## 8 訪問看護サービス内容の見積もりについて

### (1) 提供予定の訪問看護の内容と利用料

曜日	訪問時間帯	サービス内容	利用者負担額
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			
1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額			円

### (2) その他料金

	円
	円
交通費(往復)	円

### (3) 1か月当りのお支払い額の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応いたします。

【事業所の窓口】	所在地 相模原市南区相模台 2-1-4 2階 電話番号 042-705-4017 ファックス番号 042-705-4018 受付時間 9:00~18:00(祝日は休み) 担当者 専務理事 嶋貝宗史
----------	--

10 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	座間市ひばりが丘五丁目 44 番 7 号
	法人名	一般社団法人Az
	代表者名	安齋 浩史
事業所名		nursing station Az (ナーシングステーションアズ)
自費サービス担当部門		nursing solution Az (ナーシングソリューションアズ)
説明者氏名		



事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	